

投稿規定

- 1) 投稿者の資格：論文などの投稿は本学会の会員に限る。但し、共同執筆者には会員以外の者を含むことができる。また編集委員会が執筆を依頼する場合は会員・非会員を問わない。
- 2) 投稿の区分：原著論文、総説、報告、評論、資料、書評または図書紹介、会員からの手紙、その他とする。投稿にあたっては区分を明記する。すべての投稿原稿の採否は編集委員会が決定する。
- 3) 原著論文および総説：原著論文および総説は未発表のものとする。原著論文は独創的な学術研究および独創的な教育実践について、理論的にまとめたものとする。総説は一定の研究分野について系統的に概観し、課題の整理や評価・展望を伴っているものとする。原著論文および総説は複数の査読者による査読を編集委員会における掲載決定の前に受けるものとする。
 原著論文および総説には表題・著者名・所属・英文表題・英文著者名・英文所属・英文要約（300語以内）・英文のキーワード（5語以内、アルファベット順）をつけること。
 原著論文および総説は刷り上がり12頁以内（400字詰原稿用紙で50枚以内、図・表・写真・英文の要約を含む）とする。
- 4) 報告：報告は下記のような内容のものとする。
 - ①未だ論文にはならないが報告の価値があると判断されるもの
 - ②実践の記録や事例
 - ③既に発表された論文等に関連する実践報告
 報告は複数の査読者による査読を編集委員会における掲載決定の前に受けるものとする。
 報告には表題・著者名・所属・英文表題・英文著者名・英文所属をつける。
 報告に刷り上がり10頁以内（400字詰原稿用紙で40枚以内、図・表・写真を含む）とする。
- 5) 評論：原著論文・総説・報告には該当しないが、啓発、論説的な内容で掲載に値するもの。
- 6) 資料：資料は環境教育に関連する情報。
- 7) 会員からの手紙：機関誌の記事についての感想、学会への要望、身のニュース、会員へのアナウンスなどで、刷り上がり1頁以内（400字詰原稿用紙で4枚以内）とする。
- 8) 特集：時宜に叶ったテーマを依頼原稿として複数集めたもので、編集委員会が企画する。

9) その他：以上の種類に該当しないが、会の活動に関係あるもの。

10) 原稿の書き方：

- ①原稿はすべて横書きとする。原稿の使用言語は、日本語、または外国語（英語）とする。
- ②A4版の原稿用紙を用い、1頁20字20行とする。ワードプロセッサによる場合は1ページは40字40行とする。
- ③原稿は黒のインクまたはボールペンで記入する。
- ④文体は“である”調とし、原則として当用漢字、新仮名づかいを用いる。
- ⑤数字はアラビア数字を用い、数字およびローマ字は原稿用紙の1マスに2字入れる（半角扱い）。
- ⑥学術用語は文部省の学術用語集を参考とする。生物の学名はイタリックとする。
- ⑦本文中での文献の引用は引用箇所原則として著者名（発表年）を記入すること。また、「注」を用いる場合は、文献の引用とは明確に区別できる様式をとること。
- ⑧引用文献の配列順序は著者名でアルファベット順とし、下記の形式に従い記載すること。
雑誌の場合：著者名（姓・名の順）、年号、論文表題、掲載雑誌名、巻、ページ
単行本の場合：著者名（姓・名の順）、年号、表題、ページ数、発行所、発行地
- ⑨原稿は元原稿1部とコピー2部の計3部を編集委員会事務局へ提出すること。
- ⑩図・表は原稿本文とは別の紙を用いて1枚ずつ作成し、図はそのまま写真製版して印刷できるように製図用のインクを用いるなど明瞭に書く。図中の文字は指定の大きさに縮小しても明瞭に判読できるよう配慮して書く。図の説明は図とは別に原稿用紙などに書く。なお、原稿本文の余白などに、およその挿入位置と大きさを指定する。

11) 校正：著者校正は初校のみとし、第2校以降は編集委員会の責任において行う。

12) 別刷：原著論文および総説、報告、資料、書評または図書紹介の著者が別刷を必要とする場合は、受理後の校正（初校）時に申し出ること。なお、その実費は著者が負担するものとする。別刷の部数は原則として100部とする。

13) 著作権：掲載された論文等の著作権は日本環境教育学会に所属する。

14) 原稿の返却：投稿原稿は原則として返却しない。ただし、申し出があれば図版に限り返却する。

（付記）1997年7月5日改訂、1999年9月11日改訂

（付記）編集委員会事務局

〒520-0862 大津市平津 2-5-1

滋賀大学教育学部附属環境教育湖沼実習センター

市川 智史 気付

TEL & FAX 077-537-7858